

災害時における連携協力に関する  
協定書

播磨町

兵庫県弁護士会

## 災害時における連携協力に関する協定書

播磨町（以下「甲」という。）と兵庫県弁護士会（以下「乙」という。）は、播磨町内に自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、感染症のまん延、有害物質の大量放出等の災害又は事故（以下「災害等」という。）が発生した場合における連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、播磨町内で災害等が発生した場合において、一人ひとりの被災者に対する迅速な生活再建の支援を図り、もって被災地域の円滑な復興復旧を実現するために甲及び乙が連携協力することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項の実施のために連携協力する。

- （1）被災者に対する弁護士による相談
- （2）被災者の生活再建、被災地域の復旧復興その他被災者に有益な情報提供
- （3）前各号に掲げるもののほか、被災者の支援に必要な事項

（連絡責任者）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

（相談業務従事者の派遣要請）

第4条 甲が乙に対し、災害等が発生した際、相談の実施を要請したときは、乙は、速やかにこれを応諾し、相談業務従事者（以下「従事者」という。）を選定し、必要事項を甲に報告するとともに、甲が指定する場所に該当従事者を派遣するものとする。

（相談その他の活動内容）

第5条 相談の内容については、災害等に起因して法的知見を要する事項全般を助言の範囲とし、その他の被災者の生活再建等の支援のための活動については、甲乙が別途協議する。

（相談等の実施方法）

第6条 乙が第5条に規定する業務を実施するに際し、相談場所・時間等の方法については、甲乙が別途協議の上、定めるとともに、甲は、その広報及び相談場所の提供に協力するものとする。

（連絡調整及び情報提供）

第7条 乙が、第5条に規定する業務を実施するに際し、関係機関との連絡事項が必要となった場合、甲乙協議の上、分担するものとする。

2 乙が、第5条に規定する業務を実施するに際し、行政機関等が実施する被災者に対する支援情報等が必要となった場合、甲乙協議の上、甲は、これを乙に提供するものとする。

（報告）

第8条 乙は、第5条に規定する業務を実施した場合は、甲の定める期限までに報告を行うものとする。

（平常時からの連携）

第9条 甲及び乙は、災害時における被災者の生活再建等の支援のための活動を充実させることを目的として、平常時から、情報交換や研鑽、模擬訓練、講演を実施するなど、相互に連携強化に努めるものとする。

（相談料）

第10条 従事者は、相談者からは相談料を受領しない。ただし、日本司法支援センターの法律相談援助等の公的な支援制度を利用することを妨げない。

（日当等）

第11条 第5条及び第9条に基づく活動に関する甲の乙又は従事者に対する日当、費用等の支給の有無及び金額については、他の公的援助制度の有無も踏まえ、甲乙協議の上、定めるものとする。

（乙独自の相談活動への協力）

第12条 乙が、災害等の状況に照らし、第4条に定める甲からの要請に受けずに相談業務等を実施する場合であっても、甲は、乙と協議の上、可能な限り、第6条及び第7条2項に定める協力をするものとする。

2 前項に基づき乙が相談業務等を実施した場合であって、後に、甲からの要請があった場合、乙が相談業務等を実施した当初から甲からの要請があったものとみなす。

（車両の通行）

第13条 甲は、乙が第4条（第12条2項により事後に甲から要請があった場合を含む。）に基づき従事者の派遣に供する車両について、必要があるときは、これを緊急車両として通行できるよう支援するものとする。

（損害の補償）

第14条 甲の要請に基づく活動を行う際に、従事者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

（協定の期間）

第15条 この協定の期間は、協定締結日の日から令和10年3月31日までとし、その後期間満了の日から1ヶ月前までに甲乙から何らの申し出がないときは、さらに3年間延長し、以後はこの例によるものとする。

（協議）

第16条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名のうえ各1通を保有するものとする。

令和7年12月1日

甲 加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号  
播磨町  
播磨町長



乙 神戸市中央区橋通1丁目4番3号  
兵庫県弁護士会  
会長



佐伯 謙作  
磯 中山 稔 規